

第三一回

参第四号

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律（案）

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 3 この法律において「併任」とは、いかなる任用の方法をもつてするを問わず、現に教育職員の職に任用されている者を、その職を保有させたまま、他の教育職員の職に任用することをいう。

第三条を削る。

第四条中「その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として」を「その休暇の期間を任用の期間として」に、「臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。」を「校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならない。」に改め、同条に次のただし書を加え、同条を第三条とする。

ただし、臨時的任用及び併任以外の方法（産前産後の休暇をとる女子教育職員の職のうち併任に係るものがある場合には、その併任に係る職については、臨時的任用以外の方法）によつて教育職員を任用し、その休暇の期間当該学校の教育職員の職務を行わせる場合は、この限りでない。

第五条中「前条」を「前条本文」に改め、同条を第四条とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第四条第一項」を「第三条本文」に改める。
- 3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。  
第十条第二号中「第四条」を「第三条本文」に改める。

## 理 由

女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合においては、その休暇の全期間教育職員を臨時的に任用しなければならないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。